



今回は、正式に決定・発表されました「最低賃金」についてご紹介します。最低賃金を下回らないようご確認お願い致します。また、人事コンサルからは、人事評価の際に起きがちな評価エラーについてご紹介します。

評価前に確認しておきたい！代表的な評価エラー

ML 人事評価

4月から半期評価で運用していて、10月に上期評価を実施するという企業様も少なくないかと思います。今回は、評価を行う前に確認しておきたい代表的なミスを改めて紹介します。

代表的な評価エラーについては表にまとめましたので、そちらをご覧くださいと思います。ハロー効果や中心化傾向など有名なものもありますが、思いのほか陥りやすいので注意が必要です。その他、例えば以下のような点にも注意しておきたいところです。

◆ 事実や行動に基づき評価すること

主観/印象での評価にならないよう気を付けましょう。

◆ 評価基準を統一すること

例えば5段階評価だった場合に、「達成率100%」を3点と捉える方と、「達成率100%」を5点と捉える方が混在すれば、評価は当然ブレてしまいます。

◆ 評価結果をフィードバックすること

「なぜその評価にしたのか」というしっかりしたフィードバックがあるのとないのとでは、部下の評価に対しての納得感が大きく変わってきます。

代表的な評価エラー

No.	評価傾向	詳細
1	ハロー効果	被評価者の特に優れた点、劣った点または全体の印象で被評価者の個々の特性も同様に優れているもしくは劣っていると判断してしまうこと。他者から与えられた情報や学歴、資格などに影響を受けることもある。
2	寛大化傾向	寛大化傾向とは、評価が一般に甘くなる（良い評価をしてしまう）傾向のこと。部下をひいき目に見たいという心理が働いたり、頼りにしている部下を実力以上に評価したりすることに起因する。
3	厳格化傾向	評価が一般に辛くなる（悪い評価をしてしまう）傾向のこと。部下を頼りない存在だと見たり、自分の仕事のレベルや基準で部下を評価したりすることに起因する。もっと成長してほしいという感情が強く働く場合もある。
4	中心化傾向	評価が中央に集まってしまう傾向のこと。出来るだけ当たり障りのないようにとの心理が働くもので、被評価者を良く理解していない、自分の評価に自信がないなどが原因である。
5	論理誤差	評価者が各評価項目の間に密接な関係がある（たとえば積極性と責任感）と自分なりの論理を作り上げて、評価事実の各項目への適用を誤ることである。
6	対比誤差	評価者自身を基準として評価することによって生じる誤差のことである。被評価者と自分との対比によって評価を行うため、評価者の専門的事項については基準が高くなり、非専門的事項については低くなる傾向がある。
7	近接誤差	評価時点により近い期間の行動や成果のほうが、それ以前の行動や成果より印象に残り、近接時点のものをより強く評価してしまう傾向のこと。
8	逆算化傾向	逆算化傾向とは、評価結果としての処遇（昇給、賞与支給など）を念頭に置き、逆算してつじつまを合わせてしまう傾向。

令和4年度の地域別最低賃金の改定状況

—すべての都道府県で30円～33円の引上げ

令和4年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。パートアルバイトはもちろん、正社員でも新入社員の賃金については、最低賃金を上回っているかご確認をお願いいたします。

.....令和4年度の地域別最低賃金の改定状況の覧.....

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	改定後	前年度	
北海道	920	(889)	令和4年10月2日
青森	853	(822)	令和4年10月5日
岩手	854	(821)	令和4年10月20日
宮城	883	(853)	令和4年10月1日
秋田	853	(822)	令和4年10月1日
山形	854	(822)	令和4年10月6日
福島	858	(828)	令和4年10月6日
茨城	911	(879)	令和4年10月1日
栃木	913	(882)	令和4年10月1日
群馬	895	(865)	令和4年10月8日
埼玉	987	(956)	令和4年10月1日
千葉	984	(953)	令和4年10月1日
東京	1,072	(1,041)	令和4年10月1日
神奈川	1,071	(1,040)	令和4年10月1日
新潟	890	(859)	令和4年10月1日
富山	908	(877)	令和4年10月1日
石川	891	(861)	令和4年10月8日
福井	888	(858)	令和4年10月2日
山梨	898	(866)	令和4年10月20日
長野	908	(877)	令和4年10月1日
岐阜	910	(880)	令和4年10月1日
静岡	944	(913)	令和4年10月5日
愛知	986	(955)	令和4年10月1日
三重	933	(902)	令和4年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	改定後	前年度	
滋賀	927	(896)	令和4年10月6日
京都	968	(937)	令和4年10月9日
大阪	1023	(992)	令和4年10月1日
兵庫	960	(928)	令和4年10月1日
奈良	896	(866)	令和4年10月1日
和歌山	889	(859)	令和4年10月1日
鳥取	854	(821)	令和4年10月6日
島根	857	(824)	令和4年10月5日
岡山	892	(862)	令和4年10月1日
広島	930	(899)	令和4年10月1日
山口	888	(857)	令和4年10月13日
徳島	855	(824)	令和4年10月6日
香川	878	(848)	令和4年10月1日
愛媛	853	(821)	令和4年10月5日
高知	853	(820)	令和4年10月9日
福岡	900	(870)	令和4年10月8日
佐賀	853	(821)	令和4年10月2日
長崎	853	(821)	令和4年10月8日
熊本	853	(821)	令和4年10月1日
大分	854	(822)	令和4年10月5日
宮崎	853	(821)	令和4年10月6日
鹿児島	853	(821)	令和4年10月6日
沖縄	853	(820)	令和4年10月6日
全国加重平均額	961	(930)	-

注意

使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>